

「日常生活支援住居施設における生活保護受給者の支援の在り方(素案)」に対する意見への考え方

日常生活支援住居施設における支援の在り方(素案)に対する意見への考え方

	第10回検討会における意見	意見についての対応方針・考え方
日常生活支援住居施設の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法では居宅保護が原則であるため、日常生活支援住居施設の入居者も、居宅生活への移行に向けた支援を前提とするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅での生活が可能な場合には、居宅生活への移行を目指すことは前提として、個々の入居者の状況によっては、日常生活支援住居施設内での生活の安定など、居宅生活への移行以外の自立も支援目標として考えられるのではないか。 日常生活支援住居施設の基本的な方針には、福祉事務所からの委託を受け、「可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて日常生活上の支援を行う」ものとして「入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す」こととしてはどうか。 <p>(参考)「生活保護の解釈と運用」(小山進次郎著) 「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適應させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 居宅では生活できない人がいるから、居宅保護を原則としつつ、例外規定が設けられている。 全ての人に対して居宅移行を求めるものではない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援の委託を行う以上、日常生活支援住居施設については、自立の助長を目的とすべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> 「地域移行」には、障害福祉サービス等を活用しながら地域に移行することも考えられる。 グループホームやサ高住含めて、他の可能性を提示できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所において、居宅生活が可能かどうか、日常生活支援住居施設への委託が適切かどうか検討する際には、在宅サービスを活用した上での居宅生活の可能性や、他の専門施設等への入所等の可能性も考慮に入れるべきものとして提示する。 → 資料:「住居の無い者に対する支援の実施の流れ(案)」参照 	

日常生活支援住居施設における支援の在り方(素案)に対する意見への考え方

	第10回検討会における意見等	意見についての対応方針・考え方
日常生活支援住居施設の委託対象者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・状態像の例だけでは判断が困難。 ・客観的な判断基準が必要であり、辻井先生の研究開発のシステムを一次判定として、二次判定として、福祉事務所の総合的な判断ができることとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回検討会資料においては、状態像の例を提示しつつ、本人の状態像を判断する指標として辻井先生の研究開発中のシステムを活用することとしている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・判定にあたって、何等かの客観的な尺度はあったほうがよいが、 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状態像の例だけでは不十分で、家族や他者との関係性含めて考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援住居施設への委託の判断においては、①本人の生活能力、②活用できる社会資源等を勘案して、支援の必要性があるか判断することとしている。本人の状態像の例は①の要素を判断する際の参考として提示をしているものであるが、②の社会資源等には公的サービスのほか、家族や親族等の支援の状況、その他インフォーマルサービスの状況も含めて検討することとしてはどうか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者の視点として、専門職に意見を求めること等も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の必要性の判断については、福祉事務所が行うものであるが、当該判断をする際に、他の専門機関等の助言を求めたり、関係機関参加による会議体を設けることは、適切な判断を行う上で望ましいものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の職員など関係者も参加したケース診断会議等で判断することも必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、具体的な判断方法や手順については各自治体の状況に応じて取り得るものが異なること、全てのケースについて上記の判断手順を経ることを求めることは現実的ではないことから、義務的な手順にはせず、必要に応じて上記のような他の専門機関等の助言を求めることができることとしてはどうか。 → 資料:「住居の無い者に対する支援の実施の流れ(案)」参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントを専門的に行う施設を設けてはどうか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって社会資源も異なるので、アセスメント期間の入居先は限定せずに柔軟に対応できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護申請があった際の居所の確保については、それぞれの地域事情等によって対応されるものであることから、日常生活支援住居施設に限定すること等は考えていない。 → 資料:「住居の無い者に対する支援の実施の流れ(案)」参照
<ul style="list-style-type: none"> ・保護の申請時と入居後の一定期間経過後では入居等の目的や判断する要素が異なることも踏まえて手順等を整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの時点の経過等踏まえて手順等を整理する。 → 資料:「住居の無い者に対する支援の実施の流れ(案)」参照 	

日常生活支援住居施設における支援の在り方(素案)に対する意見への考え方

	第10回検討会における意見等	意見についての対応方針・考え方
日常生活支援住居施設の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画については、福祉事務所が策定する援助方針との関係整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所が策定する援助方針は、居宅移行や施設等への入所を目指すのか、日常生活支援住居施設における生活の維持を図るのかなど、中長期的な目標も含めて生活保護受給者に対する支援の方針を定めるものとして、個別支援計画については、援助方針の内容を踏まえつつ、施設内での支援内容や目標を定めるものとして整理してはどうか。 また、援助方針と個別支援計画の内容について、整合性を図るため個別支援計画の内容は担当ケースワーカーと協議して決定することとしてはどうか。
	<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理を日常生活支援住居施設の業務として位置づけるのであれば、単なる費用の支払い管理ではなく、家計管理等の能力を身につけるための支援など専門的な支援内容を求めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設における支援については、個別支援計画に基づき、本人の能力に応じた自立の支援を目的として行うものとし、金銭管理についても、自己管理ができるようにすることを目標として行われることとして整理してはどうか。
	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画について、内容の評価や是非を判断する指標等が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画や支援内容の評価の手法については、今後の検討課題とする。
日常生活支援住居施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> 職員配置15:1、職員の専従など、基準を厳しくして、事業実施できる事業者があるのか。人材確保や経営として成り立つのか検証が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託単価の設定にあたっては、ご指摘の点を踏まえて検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画を策定するためには、一定の専門性や業務経験が求められるため、社会福祉主事任用資格のみでは不足ではないか。統一的な研修の実施を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務経験については、無料低額宿泊所の施設長の要件では2年となっているところ、5年としてはどうか。 日常生活支援住居施設の職員研修については、実施方法、カリキュラムの内容等の研究を行い、実施に向けて検討を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 資格は有している方がいいが、それだけ十分とは言えないので、研修の機会は設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修制度創設以後には、研修受講を職員要件とすることも検討する。 ※ 障害福祉サービスのサービス管理責任者は、経歴等によって異なるが、業務経験5年かつ研修終了が要件となっている。

日常生活支援住居施設における支援の在り方(素案)に対する意見への考え方

	第10回検討会における意見等	意見についての対応方針・考え方
日常生活支援住居施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> ハード面などの基準は無料低額宿泊所の基準が適用されるとされているが、附則で改善計画の策定などの条件付きの無料低額宿泊所は、日常生活支援住居施設の認定対象となり得るか。 各自治体が、日常生活支援住居施設は不要と判断した場合、認定が行われない可能性があるのではないか。 日常生活支援住居施設の認定については行政処分にあたるので、要件に合致するのであれば認定せざるを得ないのではないか。 総量規制のような要件は設けて欲しいが、法的に問題が生じないか、よく整理して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設については、無料低額宿泊所のうち、日常生活支援が必要とされる方に対して必要な支援を提供する支援体制が整備されていることを要件とし、その他の要件については無料低額宿泊所の最低基準を用いる予定である。 附則該当の無料低額宿泊所も、法的には、条件付きではあるが無料低額宿泊所として運営を認められるものであるため、日常生活支援住居施設の要件を定める省令上で委託対象から一律に除外することは考えていない。 一方、日常生活支援住居施設として認定する場合、安定して事業が運営される見込みがあることが必要である。附則対象の無料低額宿泊所について、安定した事業運営が見込めるかどうかは、上記の条件の内容や改善計画の履行状況など、個々の事業所毎にその状況を踏まえて判断されるものとする。 日常生活支援住居施設については都道府県が認定するものであり、一定の裁量が都道府県にはあるが、認定行為自体は行政処分となるので、認定しない場合には、その理由の提示が必要となる。 その地域での需要等を超える場合に認定等を行わないとする規定自体は、他の制度でも規定されているものであるが、日常生活支援住居施設の認定基準において規定が可能かどうか精査の上、省令策定を行いたい。
委託行為の処分性	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設への支援の委託について、委託が認められない場合は、不服審査の対象になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続法上の行政処分にあたるか否かについては、当該行為が「人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」に当たるかどうかによって判断するものとされている。 日常生活支援住居施設への支援の委託について、生活保護の受給の観点でみると、 <ol style="list-style-type: none"> ①保護の適用を居宅で行うか日常生活支援住居施設で行うかの違いであり、権利義務に直接具体的な影響があるとは言えないこと、 ②措置施設と異なり、施設の利用自体は入居者と施設の契約に基づいて行われるものであり、利用を義務づけるものではないことから、行政処分には該当せず、不服審査の対象にはならないと考えている。

日常生活支援住居施設における支援の在り方(素案)に対する意見への考え方

	第10回検討会における意見等	意見についての対応方針・考え方
施行スケジュール (住宅扶助面積減額適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年に住宅扶助の面積減額が導入されてから相当年数経っていることから、日常生活支援の委託を受けない無料低額宿泊所について、減額適用時期を遅らせるのは制度上問題ではないか。 ・現状でなんとか運営できている事業者もあり、ハードルを上げると実施してくれる事業者が少なくなってしまう。 ・住宅扶助の減額措置の適用時期については、できれば延期してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで面積減額を猶予されてきた無料低額宿泊所において、日常生活支援住居施設の認定を受けるものと、そのまま無料低額宿泊所として運営を行うものに分かれる。 ・無料低額宿泊所として運営を行うものについても、原則どおり面積減額を適用するが、新たに減額適用となるものであり、施設利用者の居所の確保に支障を来さないように一定の経過措置を講じることとしたい。 ※ なお、平成27年に住宅扶助基準の見直しを行った際にも、激変緩和として、適用時期を個々の契約終了時期を合わせて最大2年間遅らせている。

住居がない者に対する支援の実施の流れ(例)

時期の 目安(※)	保護申請(初回面接)	～1か月	～3か月	～6か月	～1年
	初期対応 (フェーズ0)	状態等の確認 (フェーズ1)	支援方針の決定 (フェーズ2)	必要な支援の実施 (フェーズ3)	支援実施・見直し (フェーズ4)
福祉事務所 での支援内 容等	・生活歴や現在の生活 状況、家族関係、資産 や収入など 保護の要 否を判断するための 状況確認	・必要な調査等を経て 保護の決定 ・本人の生活能力、生 活歴等の詳細把握、 本人の意向確認など、 援助方針の策定のため の状況把握	・本人の自立支援を目的 とした 援助方針の策 定 ・必要に応じた 関係機関 との調整 ※ 要介護認定、障害者 手帳の取得など他法 の制度活用支援含む	・ 援助方針に基づく支援 ・関係機関との連携した 支援	・引き続き、援助方針に 基づく支援 ・これまでの支援の状況 踏まえた 援助方針の 見直し
居所の確保 支援	・上記の状況を踏まえて 緊急受入先としての居 所の確保	(入居先での生活の安定)	・本人の状態等に応じた 居所への移行	・本人の状態等に応じた 適切な居所の確保	・入所の継続の可否等 の検討
主に想定さ れる居所		・保護施設 ・日常生活支援住居施 設 ・無料低額宿泊所 ・その他、緊急利用も想 定される他法施設 (養護老人ホーム、 シェルター、婦人保護 施設など)	<左記に加え> ・一般住宅 ※ 生活能力等の課題が 少ない者など	<左記に加え> ・一般住宅 ※ 介護・障害の在宅サービス等を活用すれば居宅生活が 可能な者など ・介護保険施設 ・認知症グループホーム ・障害者施設 ・障害者グループホーム ・サ高住、有料老人ホーム、福祉ホーム	
日常生活支 援住居施設 を利用する 場合	(施設側に直接入居の 相談があった場合に は、原則として入居前 に福祉事務所に情報 提供)	・福祉事務所は、本人との面談や施設側からの聴 き取り等により状態像を確認し、日常生活支援の 委託が必要か再判定 ※ 委託の必要性を判断する際に、必要に応じて地域 包括支援センター、障害者相談支援センターなどの他 の相談支援機関、その他の専門機関等の助言等を受 けることも推奨		・居宅での生活が可能 (委託の必要性がない)と判断した場合、 一定期間内に居宅移 行に向けた支援を実 施	・少なくとも入居期間1 年毎に、施設での支援 状況を踏まえて、委託 の必要性について再検 討

※ 時期の区分については、一般的な流れとしての目安であり、個別のケースによって対応時期が異なる場合があることに留意。6